

3 ストーカー事案への対応

ストーカー事案等は事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいことから、警察においては、ストーカー事案等に一元的に対処するための体制を全国の警察本部に確立し、被害者等の安全確保を最優先に、加害者の検挙や被害者等の保護措置等、組織による迅速かつ的確な対応の徹底を図っているほ

か、保護観察付執行猶予となった者に関する保護観察所等との連携強化、被害者支援における婦人相談所、日本司法支援センター等の関係機関との協力等、被害の拡大及び再被害の防止対策を推進している（P82【施策番号159】参照）。

ストーカー事案の検挙状況等

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
刑法・特別法検挙 ^{※1}	877	786	1,504	1,574	1,917
ストーカー規制法違反検挙 ^{※2}	229	205	351	402	613
ストーカー行為罪	220	197	340	392	598
禁止命令等違反	9	8	11	10	15
ストーカー規制法の適用					
警告	1,344	1,288	2,284	2,452	3,171
禁止命令等	41	55	69	103	149
仮の命令	0	0	0	0	2
警察本部長等の援助申出受理件数	2,470	2,771	4,485	6,770	7,649
内訳（複数計上） ^{※3}					
被害防止措置の教示	1,063	1,103	1,574	1,884	2,034
被害防止交渉に必要な事項の連絡	136	139	233	285	359
行為者の氏名及び連絡先の教示	98	96	156	298	329
被害防止交渉に関する助言	215	184	324	365	366
被害防止活動を行う民間組織の紹介	42	39	40	131	187
被害防止交渉場所として警察施設の利用	160	128	154	210	240
被害防止に資する物品の教示又は貸出	417	455	535	704	769
警告等を実施した旨の書面の交付	25	26	46	47	133
その他被害防止のために適切な措置 ^{※4}	1,548	1,773	3,186	4,840	5,804
その他の対応 ^{※3}					
被害者への防犯指導	12,951	12,429	16,453	19,005	19,680
行為者への指導警告	5,887	5,409	7,410	9,199	9,426
パトロール	2,605	2,416	3,307	5,494	5,851
他機関等への引継ぎ ^{※5}	44	39	100	89	340
その他対応 ^{※6}	1,402	1,391	1,818	2,197	3,073

※1 刑法・特別法検挙は、複数罪名で検挙した場合は、最も重い罪名のみを計上

※2 ストーカー規制法違反検挙は、同法違反で検挙した件数全てを計上

※3 複数の対応をした場合は、それぞれに計上

※4 「その他被害防止のために適切な措置」は、110番緊急通報登録システムへの登録、住民基本台帳閲覧制限事務における支援等

※5 「他機関等への引継ぎ」の「他機関等」は、市町村、婦人相談所、医療機関等

※6 「その他対応」は、GPS機能付き緊急通報装置の貸出し、法テラスの教示等

提供：警察庁

4 人身取引事案への対応

人身取引事犯の被害者については、その適切な保護がなされるように関係機関・団体の連携が図られている。警察においては、平成16年から、人身取引に関係する国の在京大使館・国際機関・NGO等を集めてコンタクトポ

イント会議を開催し、人身取引被害者の発見・保護等に関する意見交換を行うなどしている。

また、被害者が人身取引の被害を訴えることを容易にするため、リーフレットを毎年作成し広く配布しているほか、人身取引事犯の